

児湯改良協会第 1号
平成25年9月27日

児湯郡市人工授精師協会員
和牛繁殖農家 } 殿

児湯郡市家畜改良協
会長 河野 康



宮崎県農林水産部よりの方針決定文書について

日頃より、管内肉用牛の改良及び増殖につきましては、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本郡市は口蹄疫で1割の母牛しか存在しない甚大な被害となりましたが、皆様方の前向きな取組みにより、7割近くまで復興を頂きました事心より、御礼申し上げます。

さて、当管内におきましては、平成24年4月より特例として県の承諾を受け、農家が所有する県外種雄牛凍結精液の授精を当協会員が技術提供として、実施してまいりました。

しかし、県内の他全郡は従来どおりの規律で協会員は県外精液授精を行っておらず、他郡の規律が崩壊するとし全郡一致で当管内に対し不満の声が高まって来ました。

当管内といたしましては、この実施は県の承諾を受けての開始である事から、県肉用牛部会等で拒否を続けてまいりました。

ところが、Aタイプとの承諾を得て実施を始めたことでしたが、県としては、ここに来て、要領により、このまま続ければ管内協会員はAタイプと認められない事になりました。

それは、県が同時期に凍結精液譲渡・利用取扱要領を制定し、授精師の構成を4タイプに分けAタイプおよびCタイプのみAクラスの県内種雄牛凍結精液を配布すると決定されたからです。

つまり、協会員がAクラス精液の配布を受けられなくなります。

つきましては、県内統一しての宮崎牛確立であり、当郡だけこれに背く事はできず、又、特例であった事を考慮し、下記の通り中止する事となりました。ご不満も御座いまいしょうが、挙県一致の体制とご理解頂きご協力をお願い申し上げます。

協会員による県外種雄牛精液受精の技術提供は、県からの別紙文書の通り本年度末、平成26年3月31日で終了いたします。